

議案第 109 号

松阪市個人情報保護条例の一部改正について

松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ただし書中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「国等」という。））」に改め、同条第 6 号中「記録されている個人情報」の次に「又は個人情報に該当しない特定個人情報」を、「特定の個人情報」の次に「又は個人情報に該当しない特定個人情報」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「識別される」を「識別され、又は識別され得る」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 7 条第 2 項ただし書中「いずれか」の次に「（特定個人情報にあっては、第 1 号に限る。）」を加え、同項第 5 号中「、国又は他の地方公共団体」を「又は国等」に改める。

第 8 条第 1 項中「個人情報を利用」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用」に改め、同項第 6 号中「、国又は他の地方公共団体」を「又は国等」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第 8 条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが

困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第 8 条の 3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第 13 条第 1 項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「認めた者の代理人」の次に「（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第 15 条第 5 号中「国若しくは他の地方公共団体」を「国等」に改め、同条第 7 号中「未成年者の法定代理人」を「第 13 条第 2 項の規定により本人に代わって未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」に改め、「された当該未成年者」の次に「若しくは成年被後見人」を加え、「未成年者の利益」を「本人の利益」に改める。

第 19 条第 1 項中「市、国、市以外の地方公共団体」を「実施機関以外の市の機関又は国等」に改める。

第 26 条第 1 項中「個人情報を実施機関が第 7 条の規定に違反して収集したと認めるときは」を「個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条から第 28 条までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは」に、「対して」を「対し」に、「その消去」を「その利用の停止又は消去」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第 7 条の規定に違反して収集したと認めるとき。
- (2) 第 8 条の規定に違反して利用していると認めるとき。
- (3) 第 8 条の 2 の規定に違反して利用していると認めるとき。
- (4) 番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されていると認めるとき。

第 26 条第 2 項中「個人情報を実施機関が第 8 条又は第 9 条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは」を「個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは」に、「その利用又は提供の停止」を「その提供の停止」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第 8 条の規定に違反して提供していると認めるとき。
- (2) 第 8 条の 3 の規定に違反して提供していると認めるとき。
- (3) 第 9 条の規定に違反して提供していると認めるとき。

第 30 条第 2 項中「この条例の運用に関する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 個人情報の保護に関する重要な事項

- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項

第 38 条の見出し中「国又は他の地方公共団体」を「国等」に改め、同条中「国若しくは他の地方公共団体」を「国等」に改める。

第 41 条第 1 項第 1 号中「第 4 項」を「第 6 項」に、「基幹統計を作成するために収集された」を「基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る同条第 11 項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する」に改め、同条第 2 項中「請求」の次に「（特定個人情報の開示の請求を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 7 条第 2 項ただし書の改正規定、第 8 条第 1 項本文の改正規定、第 8 条の 3 を加える改正規定、第 13 条第 1 項の改正規定、第 26 条第 1 項の改正規定（第 4 号を加える部分に限る。）及び同条第 2 項の改正規定（第 2 号を加える部分に限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行の日
- (2) 第 8 条の 2 を加える改正規定（「（情報提供等記録を除く。）」を加える部分を除く。）、第 13 条第 2 項の改正規定、第 15 条第 7 号の改正規定、第 26 条第 1 項の改正規定（第 3 号を加える部分に限る。）及び第 41 条第 2 項の改正規定 番号法附則第 1 条第 4 号に規定する規定の施行の日
- (3) 第 2 条第 4 号の次に次の 2 号を加える改正規定（第 6 号を加える部分に限る。）、第 8 条の 2 を加える改正規定（「（情報提供等記録を除く。）」を加える部分に限る。）、第 26 条第 1 項の改正規定（「（情報提供等記録を除く。以下この条から第 28 条までにおいて同じ。）」を加える部分に限る。） 番号法附則第 1 条第 5 号に規定する規定の施行の日